

柳井市建設工事総合評価競争入札事務処理要領（抜粋）

第 7 評価方法

1 技術提案資料の審査

技術提案資料の提出後、工事監理室において、評価基準に沿って技術提案資料の審査を行う。

なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない。（加点数なし。）

2 加算点の算出

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、各項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に表－7 の総合評価方式の型式ごとの当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \sum \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

表－ 7

評価項目		評価の細目	配点	特別簡易型		簡易型	
				対象 項目	換算 値	対象 項目	換算 値
(1) 企業 の 技 術 力	① 簡易な施 工計画	発注者が求める事項として 1 項 目選定	2	－	－	○	4 ↓ 10
		受注者が提案する施工上考慮す べき事項	2	－		○	
	② 企業の技 術的能力に ついて	過去 8 年間の同種工事（公共工 事）の施工実績の有無	2	○	9 ↓ 4	○	9 ↓ 4
		過去 2 年間の柳井市発注工事に おける工事成績評定点の平均点	4	○		○	
		ISO9001 の取得状況	1	○		○	
		ISO14001 の取得状況又は環境活 動評価プログラムの認証状況	1	○		○	
		労働安全衛生マネジメント等の 認証状況	1	○		○	

	③ 配置技術者の能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	1	○	5 ↓ 4	○	5 ↓ 4
		過去 8 年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	2	○		○	
		公告日前 1 年間の継続学習（CPD）制度の取組状況	1	○		○	
		技能士等の活用	1	○		○	
（２） 企業の 地域貢 献度等	① 地域精 通 度	地理的条件（緊急時の施工体制）	1	○	3 ↓ 2	○	3 ↓ 2
	② 地 域 貢 献 度	過去 5 年間の柳井市所管公共施設の災害時応急対策の活動実績	1	○		○	
		過去 1 年間の地域活動実績	1	○		○	
評価点計				1 0		2 0	

評価点の換算方法 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目の配点合計、矢印の下の数字が各評価項目ごとの換算値

3 評価値の算定

2で算出した加算点に標準点（100点）を加えた合計を「技術評価点」とする。この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値（評価値）を算出する。

【各社の評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）÷入札書記載価格】

以上の結果を工事監理室において取りまとめる。

第8 落札者決定等について

落札者の決定については、次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

- ・低入札価格調査制度において、不落札に該当しないこと。
- ・入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあること。

第9 価格以外の評価に係る疑義について

技術提案資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、工事監理室等は、その理由を説明する。

第10 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等

1 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとし、受注者の責によ

り提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、不誠実な行為として取り扱う。あわせて、加算点の範囲内で加算点に応じた工事成績評点を減点する。また、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の扱いとする。

2 配置予定技術者の変更

配置予定技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提出した配置予定技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。

この指示に従わないときは、上記 1 と同様に配置予定技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(柳井市建設工事簡易型総合評価競争入札事務処理要領の廃止)

- 2 柳井市建設工事簡易型総合評価競争入札事務処理要領(平成 20 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。